

## 静岡県一般廃棄物処理施設設置の適正化に関する指導要綱

平成 5 年 3 月 26 日

告示第 331 号

静岡県一般廃棄物処理施設設置の適正化に関する指導要綱を次のように定める。

### 静岡県一般廃棄物処理施設設置の適正化に関する指導要綱

#### (目的)

第 1 条 この要綱は、一般廃棄物処理施設の設置又は変更の許可を受けようとする者に事前協議を行わせ、市町の定める一般廃棄物処理計画及び周辺的生活環境と調和した処理施設の設置を指導することにより、一般廃棄物の適正な処理を推進することを目的とする。

#### (事前協議前に実施すべき事項)

第 2 条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。)第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可を受けようとする者(以下「事業者」という。)は、次条第 1 項の規定による協議(以下「事前協議」という。)の前に、次に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 設置又変更(以下「設置等」という。)をしようとする処理施設(法第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設をいう。以下同じ。)に関係する一般廃棄物処理計画(法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理計画をいう。以下同じ。)を定める市町の長(以下「関係市町の長」という。)と協議し、その処理計画に適合させるよう調整を図ること。
- (2) 処理施設の設置等をしようとする地を管轄する市町の長と協議し、その市町の土地利用に関する計画に適合させるとともに、土地利用に関する条例等に基づく手続をすること。
- (3) その他関係法令等による規制が解除される可能性を確認すること。
- (4) 処理施設の設置等をしようとする地の付近の住民、土地の所有者等に事業計画について周知を図ること。

#### (事前協議)

第 3 条 事業者は、法第 8 条第 1 項又は第 9 条第 1 項の許可の申請の前に、別記様式による一般廃棄物処理施設設置(変更)事前協議書により、知事に協議しなければならない。

2 前項の協議書には、別表に掲げる書類及び図面を添付するものとし、その提出部数は、正本 1 部、副本 5 部とする。

#### (関係市町の長の意見聴取等)

第 4 条 知事は、事前協議の内容を審査し、必要があると認めるときは、関係市町の長に対し意見を求めるものとする。

2 関係市町の長は、前項の意見を述べるに当たり、事業者に対し説明を求めることができる。

#### (指導事項)

第5条 知事は、事前協議の内容が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協議内容の変更等の指導を行うものとする。

- (1) 関係市町の長が定める一般廃棄物処理計画に適合していないとき。
- (2) 処理施設の設置等をしようとする地を管轄する市町の土地利用に関する計画に適合していないとき。
- (3) 関係法令等による規制が解除される可能性がないとき。
- (4) 生活環境の保全上支障があるとき。
- (5) この要綱又はこれに基づく指導に適合していないとき。

(事前協議の終了通知等)

第6条 知事は、事前協議が終了したときは、その旨を事業者に通知するとともに、関係市町の長及び処理施設の設置等をしようとする地を管轄する保健所の長に通知するものとする。

2 事業者は、前項の規定による通知を受けた日から2年を経過する日までに事前協議に係る法第8条第1項又は第9条第1項の許可の申請を行わなければならない。ただし、特段の事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

(許可申請の時期)

第7条 事業者は、前条第1項の規定による通知を受けた後でなければ、法第8条第1項又は第9条第1項の許可の申請をしてはならない。

(現地調査)

第8条 知事は、この要綱の施行のため必要な限度において、処理施設若しくは敷地その他の物件又は工事の状況等について、現地調査を実施するものとする。

(関係市町の長への通知)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、この要綱の規定による手続の実施状況等について関係市町の長に通知するものとする。

(報告、勧告等)

第10条 知事は、事業者に対し、この要綱の施行のため必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又は勧告若しくは助言をすることができる。

2 知事は、前項の規定による勧告又は助言をした場合において、必要があると認めるときは、その勧告又は助言を受けた者に対し、勧告又は助言に基づいて講じた措置について報告させるものとする。

(適用除外)

第11条 この要綱は、静岡市及び浜松市の区域については、適用しない。

附 則

1 この告示は、平成5年6月1日から施行する。

2 この告示の施行前に法第8条第1項又は第9条第1項の許可の申請をした者は、その許可の申請の日前にその許可の申請に係る第6条第1項の規定による通知を受けた者とみなす。

附 則(平成 6 年 4 月 1 日告示第 300 号の 7)

この告示は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年 4 月 26 日告示第 448 号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則(平成 10 年 6 月 16 日告示第 570 号)

この告示は、平成 10 年 6 月 17 日から施行する。

附 則(平成 18 年 10 月 24 日告示第 976 号)

1 この告示は、公示の日から施行する。

2 この告示の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

#### 別表(第 3 条関係)

(1) 付近の見取図

(2) 敷地に関する次に掲げる書類及び図面

ア 公図の写しに処理施設の配置を記入したもの

イ 登記簿謄本

ウ 土地の地番ごとに地目、所有者及び登記簿上の面積を記載した書類

エ 事業者が敷地の所有権を有しない場合は、使用権を有することを証する書類

オ 実測面積を示す書類

カ 最終処分場の場合は、埋立部分の実測面積を示す書類

(3) 事業者が処理施設の所有権を有しない場合は、使用権を有することを証する書類

(4) 処理施設の構造設備及び能力の概要を示す処理工程図、平面図、設計計算書等の書類

(5) 処理施設を用いて行う予定の一般廃棄物処理事業の計画の概要を示す書類

(6) 廃棄物の種類ごとの処分予定量を示す書類

(7) 第 2 条第 1 号の規定による協議の結果を示す書類

(8) 第 2 条第 2 号に規定する手続の実施状況を示す書類

(9) 第 2 条第 3 号に規定する規制が解除される可能性があることを示す書類

(10) 第 2 条第 4 号の規定による事業計画の周知を図ったことを証する書類

(11) 事業者が法に基づく許可を受けている場合は、許可証の写し

(12) 技術管理者の確保を証する書類